

大会名称：2012年度 中部学生ヨット個人選手権大会

大会期日：平成24年6月30日（土）～平成24年7月1日（日）

開催地：愛知県蒲郡市 海陽ヨットハーバー沖

帆 走 指 示 書

1. 規 則

- (1) 本大会には、以下の規則を適用する。但し、いずれも本大会帆走指示書により追加、変更されたものを除く。
- (2) 本大会は、2009-2012「セーリング競技規則」（以下 RRS という）に定められた規則（付則 D を含まない）を適用する。
付則 P を適用する。
- (3) 本大会は、470クラス学連申し合わせ事項、スナイプクラス学連申し合わせ事項、全日本学生ヨット連盟規約を適用する。但し、SCIRA規則公認レガッタの運営規則を除き、スナイプクラス国内規則に準ずる。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- (1) 帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予告信号予定時刻 60 分前までに公式掲示板に掲示される。
- (2) レース日程の変更は、それが発効する前日の 18 時までに公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発する信号

- (1) 陸上で発せられる信号は大会本部前のポールに掲揚される。
- (2) D 旗が音響信号 1 声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。
艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。スタート予告信号は、D 旗掲揚 40 分後に発する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- (3) 帆走指示書 5(1) に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚されない。
予告信号予定時刻の 40 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

5. レースの日程

(1) レースの日程は次の通りとする。

6月30日(土) (スタート予告信号時刻)

1日目	第1レース	国際470クラス	9:00
		国際スナイプクラス	9:05

以降のレースは随時行うものとする。

7月1日(日) (スタート予告信号時刻)

2日目	最初のレース	国際470クラス	9:00
		国際スナイプクラス	9:05

以降のレースは随時行うものとする。

6月30日は13:31以降のスタートは行わない。

(2) 1日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。但し本大会のレース回数は最大8レースとする。

(3) 各日程における各クラスの次のレースの予告信号は、それぞれ実施可能となれば、直ちに発する。

レース委員会信号艇は引き続き行なわれるレースの最初のクラスの予告信号の4分前以前に音響1声とともに、スタート信号艇にオレンジ旗を掲揚することにより「まもなくレースが行われる」ことを競技者に通知する。

(4) 本大会は各クラス有効1レースをもって成立とする。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
国際470クラス	470旗
国際スナイプクラス	スナイプ旗

7. レースエリア

添付Aにレースエリアの位置を示す。

8. コース

(1) 添付Bの見取り図はレグ間の通過すべきマークの順序及びそれぞれのマークを通過すべき側を含むコースを示す。

(2) スタートラインの中間点から最初のレグのおおよそのコンパス方位を予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

9. マーク

- (1) マーク 1. 2. 3 はオレンジ色に数字入り円筒形、マーク 4 は白色 2 本線を有する赤色の円筒形ブイとする。
- (2) アウトサイドマーク及びフィニッシュマークはオレンジ色の円筒形ブイを使用する。
- (3) RRS33 により、次のマークの位置を変更する場合、変更後のマークはオレンジ色の三角錐ブイとする。

10. スタート

- (1) レースは以下の追加事項と、RRS26 に従いスタートさせる。
- (2) スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端となるアウトサイドマークの間とする。
- (3) スタート予告信号の発せられていないクラスの艇はスタートラインから概ね 50m 以内の範囲及びコースサイドから離れ、すでにスタート予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- (4) スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは RRS A4. A11 を変更している。

11. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にある青色旗を掲揚したレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポートの端となるフィニッシングマークの間とする。

12. ペナルティー方式

RRS44. 1 に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締め切り時間内にプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上プロテスト事務局へ提出しなければならない。

13. タイムリミット

- (1) 各クラスのタイムリミットは RRS28. 1 に基づき、かつ RRS29. 1、RRS30. 1、RRS30. 3 に違反しないでスタートした先頭艇フィニッシュ後 15 分とする。
- (2) 帆走指示書 13(1)に定めるタイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは RRS35 及び RRS A4. A11 を変更している。

14. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議及び救済は RRS61 及び RRS62 に基づきプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上、当日の当該クラス最終レース終了後 60 分以内にプロテスト事務局へ提出しなければならない。これは RRS62. 2 を変更している。但しプロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。
- (2) レース委員会またはプロテスト委員会による RRS61. 1 (b) に基づく艇への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に提示される。これは RRS61. 1 (b) を変更している。

- (3) 当事者であるか、または証人として名前があげられて審問に関わっている競技者に通告するために抗議締め切り後 15 分以内に公式掲示板に公示を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。
- (4) 帆走指示書 10(4)、12、16、17(3)、19、20、23 及びクラス規則の違反は艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これは RRS60.1(a) を変更している。
これらの違反に対しては、プロテスト委員会の裁量によるペナルティー（失格を含む）が課せられることがある。
- (5) RRS66 に基づく「審問の再開」は当事者から要求できないものとする。これは RRS66 を変更している。

15. 得点

- (1) 得点計算の方法はレース公示による。
- (2) 帆走指示書 14.(4) に基づき課せられた裁量のペナルティーに対する得点略号は” DPI” とする。

16. 安全規定

- (1) 出艇しようとする競技者は当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前から 20 分前までの間に大会本部前のタリーボードから各艇に与えられたナンバーのタリーを受け取らなければならない。
- (2) 帰着した競技者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合はその代理人）は着艇後速やかに、大会本部前のタリーボードにタリーを返却しなければならない。
なお返却は各クラスのレース終了後（引き続きレースが行われた場合はそのレース終了後）60 分以内とする。但しレース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- (3) 転覆その他の理由により帰着が遅れた場合には、その艇の関係者はその旨をレース委員会に速やかに届け出なければならない。
- (4) リタイアしようとする艇は、速やかにレースエリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は帆走指示書 16(2) に従い帰着申告を行った後、速やかにレース委員会で入手できるリタイア報告書を提出しなければならない。
やむを得ず運営艇にリタイアの旨を伝える事が出来なかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。
- (5) レース委員会は艇が帆走不可能もしくは危険な状態にあると判断した場合にはその艇にリタイアを勧告することがある。
- (6) 競技者は離岸から着艇まで一時的な着脱を除き、適正な個人用浮力装置を着用していなければならない。

17. 競技者の交代と装備の交換

- (1) 競技者は各日の最初のレースの乗員を所定の用紙に記入の上、帆走指示書 16(1) と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (2) 当日の2レース目以降海上で競技者の交代をする場合は、口頭でレース委員会艇に確認を受けなければならない。この場合所定の用紙に記入の上、帆走指示書 16(2) と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (3) 各クラスともヘルムスマンの変更はできない。
- (4) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適切な機会にレース委員会に行わなければならない。

18. 装備と計測のチェック

レース委員会は艇または装備を、規則に適合しているかを確認するために、いつでも検査することができる。

19. 応援艇

- (1) チームリーダー、コーチその他の要員を乗せた艇(以下、応援艇)の出艇は、大会本部にて、所定の手続きに従って行わなければならない。
- (2) 応援艇はレース艇。レース委員会艇及びプロテスト委員会艇の運航を妨げてはならない。
- (3) 応援艇は最初にスタートするクラスの準備信号時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会艇が延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで各マークを結んでできる多角形の各辺から外側に概ね 100m 隔てた平行線で囲まれるエリア内に進入してはならない。さらに全てのレース艇から概ね 100m 以上の距離を隔てて航行しなければならない。
- (4) 応援艇は引き続きレースが行われる場合、各レース終了後から次の予告信号が発せられる間は競技者に対し飲食物の授受を行っても良い。但し、授受は帆走指示書 19(3) のエリアの外で行わなければならない。
その他の物品の授受等の支援行為は行なってならない。

20. 無線通信

レース艇、応援艇、観覧艇は、レース中無線通信を行ってはならない。また全ての艇が利用できない無線通信を傍受してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

21. 賞

賞を次の通り与える。

国際470クラス	賞状	1位～3位
	賞品	1位～3位
国際スナイプクラス	賞状	1位～3位
	賞品	1位～3位

2 2. 責任の不認

- (1) 競技者は、自分自身の責任において本大会参加している。RRS4「レースをすることの決定」を参照されたい。
- (2) 主催団体は、本大会前、本大会中、本大会後に関連して受けた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

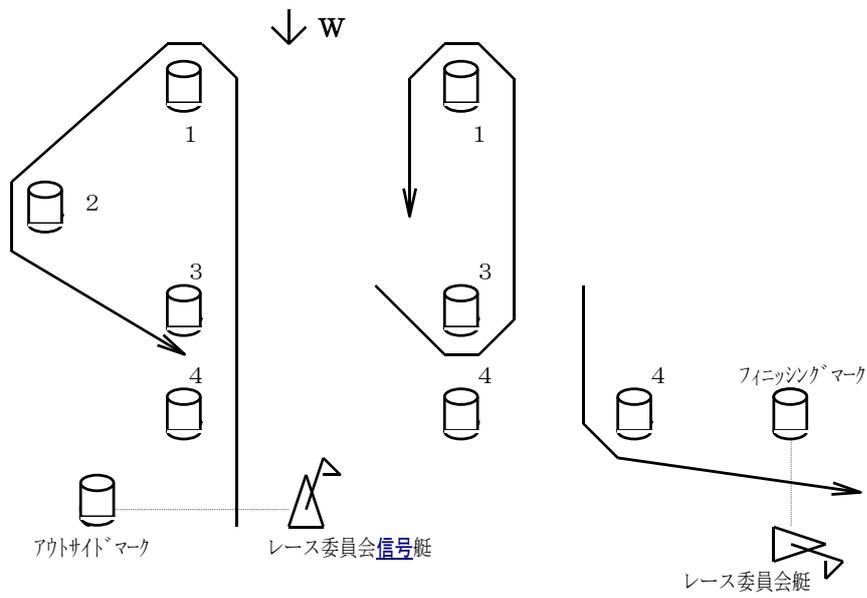
2 3. ごみ処理

艇はごみを水中に捨ててはならない。ごみは応援艇及びレース委員会艇に渡して良い。

2 4. その他

本大会（レース公示、帆走指示書及びその他レース）に関する事項について疑義が生じた場合はレース委員会が裁量するものとする。

添付B : コース見取り図



(S - 1 - 2 - 3 - 1 - 4 - F)